

九州大学高等研究院規則

平成 21 年度九大規則第 23 号
施行：平成 21 年 10 月 1 日
最終改正：令和 3 年 3 月 25 日
(令和 2 年度九大規則第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 条の 3 第 2 項の規定に基づき、高等研究院の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 高等研究院は、学則第 7 条の 3 第 1 項に規定する高等研究院の目的を達成するため、次に掲げる研究活動等を行う。

- (1) 高度な研究活動の推進と展開
- (2) 次世代を担う若手研究者の育成
- (3) 卓越した研究成果の学内外への発信

(高等研究院長)

第 3 条 高等研究院に、高等研究院長（以下「院長」という。）を置き、本学の専任教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

- 2 院長の任期は、3 年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 院長は、高等研究院の業務を掌理する。

(副院長)

第 4 条 高等研究院に、総長が必要と認めた場合に、高等研究院副院長（以下「副院長」という。）を置くことができる。

- 2 副院長は、本学の専任教授のうちから、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 副院長の任期は、3 年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副院長は、高等研究院の運営について、院長を補佐する。

(特別主幹教授等)

第 5 条 学則第 7 条の 3 第 1 項に規定する高等研究院の目的を達成するため、高等研究院に特別主幹教授及び栄誉教授（以下「特別主幹教授等」という。）を置き、第 2 条に規定する研究活動等及び本学の研究教育活動等を支援する。

(高等研究院運営会議)

第 6 条 高等研究院に、高等研究院の重要事項を審議するため、高等研究院運営会議を置く。

- 2 高等研究院運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第 7 条 高等研究院運営会議に、特定の事項の企画及び推進等を行わせるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第 8 条 高等研究院の事務は、関係部局の協力を得て、研究・産学官連携推進部研究企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、高等研究院に関し必要な事項は、高等研究院運営会議の議を経て、総長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に指名される研究院長及び副研究院長の任期は、第 3 条第 2 項本文及び第 4 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 23 年度九大規則第 29 号）

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度九大規則第 70 号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第89号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第89号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第83号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第47号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。